

福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針

1 目的

この指針は、福祉を目的とした事業及び活動の中で行う食事提供行為（いわゆる集団給食として行われる行為を除く。）の実施者が食品の安全を確保するため必要な衛生管理に関する事項について示したものである。

2 対象

この指針の対象となる食事提供行為とは、公共施設等において、市町村、市町村社会福祉協議会、介護サービス施設・事業所、ボランティア等が、福祉を目的とした事業及び活動の中で、食事の受給対象者を特定して、かつ無料又は実費（調理コストを含む）程度以下の対価を徴収して行う、子ども食堂、高齢者向け会食・配食等の福祉サービスをいう。

3 営業許可

この指針の対象である食事提供行為については、食品衛生法第4条第7号の営業に該当しないと考えられるため、原則として同法の営業許可の対象としない。ただし、当該食事提供に伴う調理行為を事業受託する者は、営業に該当するため営業許可を取得する必要がある。

4 衛生管理

福祉を目的とした食事提供行為における食品安全管理に関する留意すべき事項は、別紙「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理のポイント」のとおりとする。

5 その他

福祉を目的とした事業及び活動の中で食事提供行為を行おうとする者は、事前に管轄する保健福祉事務所に相談し、本指針2の対象となる食事提供行為であるか確認するとともに食品衛生に関する指導・助言を得るよう努めることとする。

附則

この指針は、平成30年12月6日から施行する。